

◎新潟県告示第789号

新潟県水源地域の保全に関する条例（平成25年新潟県条例第49号）第9条第2項の規定により、次のとおり水源地域を指定するので、同条第7項の規定により告示する。

平成26年5月9日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

水源地域

市町村名	水源地域に含まれる土地の区域
村上市	市内の全区域
関川村	村内の全区域
粟島浦村	村内の全区域
阿賀町	町内の全区域
新潟市	次に掲げる38区域を除く市内の区域 ○旧新潟市 太郎代、島見町、新富町、太夫浜、松浜8丁目、松浜みなと、松浜町、船江町3丁目、河渡、空港西2丁目、松園2丁目、西船見町、窪田町、水道町1丁目、関屋、汐見台、浜浦町1丁目、関屋掘割町、浦山3丁目、青山、青山7丁目、上新栄町、上新栄町2丁目、上新栄町5丁目、五十嵐1の町、五十嵐2の町、五十嵐3の町、五十嵐3の町中、五十嵐3の町北、内野上新町、中権寺、谷内、四ツ郷屋、赤塚 ○旧巻町 舟戸、鷺ノ木、上木島、下木島
新発田市	市内の全区域
五泉市	市内の全区域
阿賀野市	市内の全区域
胎内市	市内の全区域
聖籠町	町内の全区域
長岡市	市内の全区域
三条市	市内の全区域
柏崎市	次に掲げる6区域を除く市内の区域 ○旧柏崎市 大字藤井、大字茨目、大字両田尻、大字下田尻、大字上田尻 ○旧西山町 西山町五日市
小千谷市	市内の全区域
加茂市	市内の全区域
見附市	市内の全区域
燕市	市内の全区域
弥彦村	次に掲げる5区域を除く村内の区域 大字井田、大字山岸、大字山崎、大字中山、大字鮎穴
田上町	町内の全区域
出雲崎町	町内の全区域
刈羽村	村内の全区域
十日町市	市内の全区域
魚沼市	次に掲げる1区域を除く市内の区域 ○旧小出町 原虫野
南魚沼市	次に掲げる4区域を除く市内の区域 ○旧六日町 奥、宇津野新田、泉新田、中川
湯沢町	町内の全区域

津南町	町内の全区域
上越市	次に掲げる 67 区域を除く市内の区域 ○合併前の上越市 大字西ヶ窪浜、大字夷浜、大字遊光寺浜、大字下荒浜、大字石橋新田、大字上吉野、 大字下吉野、大字下名柄、大字上五貫野、大字下五貫野、大字小泉、大字川端、大字東中島、 大字上千原、大字下真砂、大字福橋、大字福田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、大字上真砂、 大字杉野袋、大字下百々、大字飯塚、大字米岡、大字四辻町、大字青野、国府 1 丁目、 五智 4 丁目、五智 6 丁目、大字五智国分 ○大潟区 大潟区雁子浜、大潟区九戸浜、大潟区九戸雁子上下浜立会、大潟区内雁子新田、 大潟区内雁子、大潟区潟町、大潟区四ツ屋浜、大潟区岩野古新田、大潟区長崎、 大潟区土底浜、大潟区蜘蛛ヶ池、大潟区下小船津浜、大潟区上小船津浜、大潟区下小舟戸新田、 大潟区渋柿浜、大潟区潟守新田、大潟区犀潟 ○頸城区 頸城区市村、頸城区下三分一、頸城区望ヶ丘、頸城区島田、頸城区舟津、頸城区森下、 頸城区宮本、頸城区五十嵐、頸城区北方、頸城区下千原、頸城区千原、頸城区諏訪、 頸城区百間町、頸城区上池田、頸城区上増田 ○清里区 清里区南田中、清里区菅原、清里区弥生、清里区岡野町、清里区岡嶺新田
妙高市	市内の全区域
糸魚川市	市内の全区域
佐渡市	市内の全区域

ただし、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林に限る。